

平成14年度

事業報告書

独立行政法人農薬検査所

目次

1	業務の目的及び内容	1
2	事業所の所在地	2
3	資本金の総額及び政府の出資額並びにこれらの増額	2
4	役員の定数並びに各役員の氏名、役職及び任期	2
5	常勤職員数及びその増減	2
6	法人の沿革	2
7	根拠法	2
8	主務大臣	2
9	年度計画に定めた項目毎の実績	別添
10	法人の組織図	3

1 業務の目的及び内容

(業務目的)

独立行政法人農薬検査所は、農薬の品質の適正化、及びその安全性の確保を図ることを目的として、独立行政法人農薬検査所法（平成11年法律第187号）に基づき、農薬の検査等を行う。

(業務内容)

(1) 農薬の検査

農林水産大臣の指示により、農薬取締法に基づく農薬の登録検査等を行う。

(2)(1)の業務に附帯する業務

農薬G L P適合確認

農薬の登録申請に係る安全性に関する試験成績の信頼性確保のため、農林水産省生産局長の要請に応じ、試験施設に対する農薬G L P（Good Laboratory Practice：優良試験所規範）の適合確認を行う。

調査研究

近年の科学技術の進歩に対応した農薬の検査技術の向上や検査内容の改善が求められていることから、農薬の検査技術の向上等に係る調査研究を行う。

情報収集等

コーデックス食品規格委員会（Codex Alimentarius Commission）やOECD加盟国で作成されている農薬の毒性及び残留性の評価概要（モノグラフ）、国内外の主要農薬ごとの文献情報等を積極的に入手し、これら情報の分類・整理を行う。

研修・指導等

都道府県等からの要請に応じ、都道府県等が主催する農薬の適正使用の確保に関する研修会、技術指導会等に、職員を講師として派遣する。

国際調和への対応

国との連携・協力の下、OECD農薬作業部会及びG L P作業部会等に職員を出席させ、農薬の検査に関する国際調和を図る。

海外技術支援

発展途上国等からの要請に応じ、国等との連携の下、農薬に関する専門技術的な面での支援を行う。

アンケート調査の実施

農薬の検査等の業務について、申請者及び国内管理人に対しアンケート調査を行い、その結果を分析するとともに、当該業務の質の向上を図る。

情報の保全・管理

農薬の毒性試験等のデータ等は、作成した農薬登録申請者に帰属するものであることから、十分な保全・管理及び不正侵入防止措置を講じ、また試験成績の毀損及び劣化の防止等のため、試験成績を磁気媒体（光ディスク）に転写し、保管する。

（３）農薬取締法の規定による集取及び立入検査

農林水産大臣の命令により、農薬取締法の規定による農薬等の集取及び製造業者等への立入検査を行う。

2 事業所の所在地

〒178 - 0011

東京都小平市鈴木町2 - 772

3 資本金の総額及び政府の出資額並びにこれらの増額

総額 3,759,863千円

政府の出資額 3,759,863千円

4 役員の定数並びに各役員の氏名、役職及び任期

役職	定数	氏名	任期
理事長	1名	柿本 靖信	4年
理事	1名	森田 征士	2年
監事	2名	櫻井 治彦	2年（非常勤）
		助川 正文	2年（非常勤）

5 常勤職員数及びその増減

平成14年度末常勤職員数65人（定員数65人）

6 法人の沿革

昭和22年 東京都北区西ヶ原（農事試験場内）に農林省農薬検査所として設立

昭和24年 生物課が現在地に移転

（昭和30年化学課、昭和32年総務課が移転して移転完了）

平成13年 独立行政法人農薬検査所として設立

7 根拠法

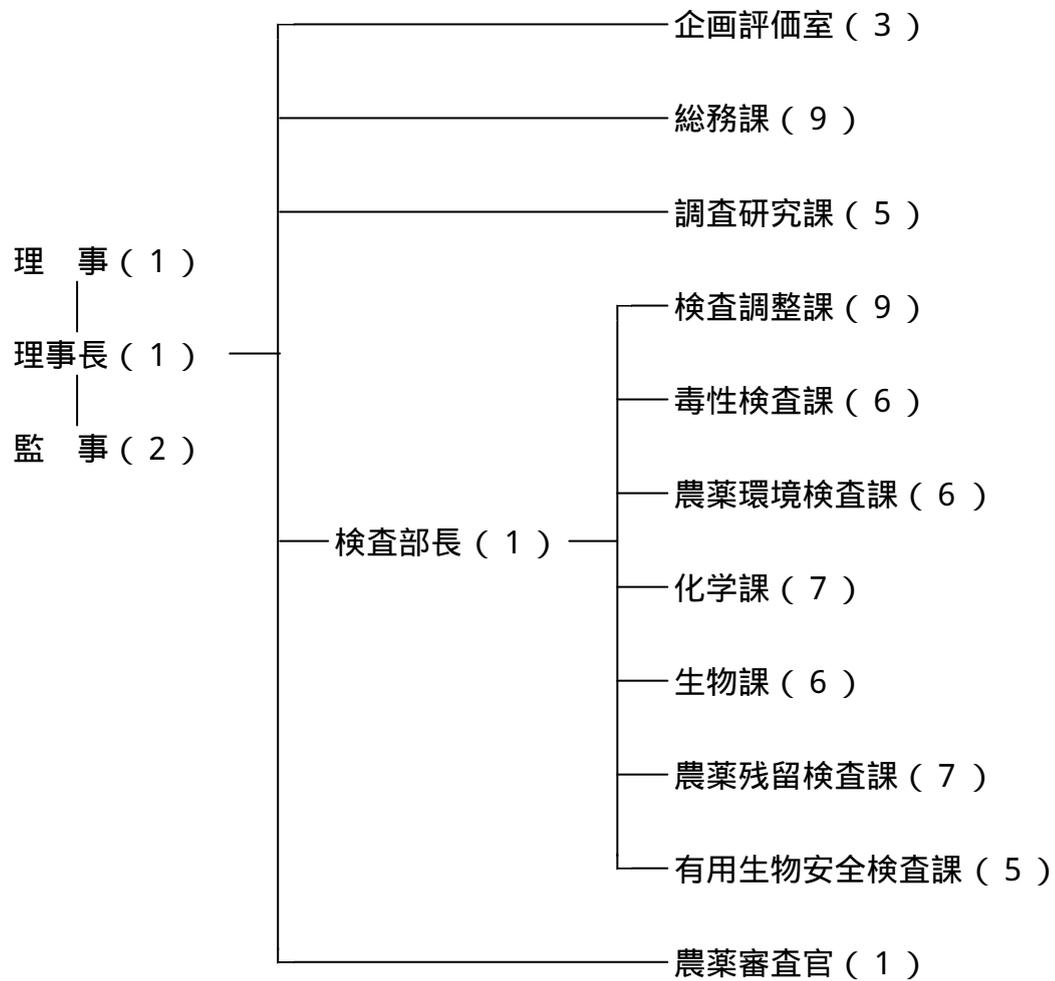
独立行政法人農薬検査所法（平成11年法律第187号）

8 主務大臣

農林水産大臣

9 年度計画に定めた項目毎の実績（別添）

10 法人の組織図



非常勤

()内は平成14年度末人数

独立行政法人農薬検査所の業務実績報告書

[中期目標・中期計画の各項目ごとの評価]

中期目標項目	中期計画項目	年度計画項目	事業報告書																																				
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 農薬の検査 近年の科学技術の進歩等を背景として、農薬の登録に係る検査について試験項目が増加し、各検査の検査内容が高度化・複雑化する中で、農薬の品質の適正化及び安全性の確保に資するため、その検査の質を確保しつつ、検査業務の効率化を図ることにより、従来の検査内容について1申請当たりの検査期間⁽¹⁾を5%削減する。</p> <p>(1) 検査の過程で追加試験成績等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間及び登録申請された農薬の一日摂取許容量が設定されるまでに要する期間は、検査期間に含まないものとする。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 農薬の検査 近年の科学技術の進歩等を背景として、農薬の登録に係る検査について試験項目が増加し、各検査の検査内容が高度化・複雑化する中で、その検査の質を確保しつつ、追加的な業務需要に的確に対応するため、従来の検査内容について、次の措置を講じることにより、平成6年度から平成10年度までの間に申請を受け付けた農薬の平均検査期間⁽¹⁾を基準として1申請当たりの検査期間⁽¹⁾を5%削減する。</p> <p>(1) 検査の過程で追加試験成績等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間及び登録申請された農薬の一日摂取許容量が設定されるまでに要する期間は、検査期間に含まないものとする。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 農薬の検査 近年の科学技術の進歩等を背景として、農薬の登録に係る検査について試験項目が増加し、各検査の検査内容が高度化・複雑化する中で、その検査の質を確保しつつ、追加的な業務需要に的確に対応するため、1申請当たりの検査期間⁽¹⁾を削減するよう、平成14年度においても引き続き次の措置を講じる。</p> <p>(1) 検査の過程で追加試験成績等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間及び登録申請された農薬の一日摂取許容量が設定されるまでに要する期間は、検査期間に含まないものとする。</p>	<p>1 農薬の検査 農林水産大臣から2,897件の検査指示があった。詳細は基準設定必要農薬()91件中48件についての平均検査期間は10.4ヶ月(平成14年度目標は12ヶ月)であり、また基準設定不要農薬で、かつ通常検査農薬は2,122件で、年度内に処理した1,409件についての平均検査期間は6ヶ月(平成14年度目標5.6ヶ月)であった。基準設定必要農薬については目標を達成できなかったが、基準設定不要農薬のうち通常検査農薬については目標を達成できなかった。これは農薬取締法改正による緊急登録要望農薬の検査を優先的に処理したためである。 なお、検査した緊急登録要望農薬662件の平均処理期間は0.95月であった。その他1,626件の農薬について再登録に係る検査を行った。</p> <p>() 農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬</p> <p>(参考) 基準設定必要農薬の検査の推移</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>申請数 (当年度)</th> <th>前年度 継続数</th> <th>合計数 (当年度+継続分)</th> <th>検査 終了</th> <th>検査終了した ものの平均期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14</td> <td>21</td> <td>71</td> <td>*91(1)</td> <td>48</td> <td>10.4ヶ月</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>39</td> <td>59</td> <td>98</td> <td>27</td> <td>8.9ヶ月</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>26</td> <td>129</td> <td>155</td> <td>96</td> <td>9.9ヶ月</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>37</td> <td>133</td> <td>170</td> <td>41</td> <td>13.6ヶ月</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>63</td> <td>116</td> <td>179</td> <td>46</td> <td>13.9ヶ月</td> </tr> </tbody> </table>	年度	申請数 (当年度)	前年度 継続数	合計数 (当年度+継続分)	検査 終了	検査終了した ものの平均期間	14	21	71	*91(1)	48	10.4ヶ月	13	39	59	98	27	8.9ヶ月	12	26	129	155	96	9.9ヶ月	11	37	133	170	41	13.6ヶ月	10	63	116	179	46	13.9ヶ月
年度	申請数 (当年度)	前年度 継続数	合計数 (当年度+継続分)	検査 終了	検査終了した ものの平均期間																																		
14	21	71	*91(1)	48	10.4ヶ月																																		
13	39	59	98	27	8.9ヶ月																																		
12	26	129	155	96	9.9ヶ月																																		
11	37	133	170	41	13.6ヶ月																																		
10	63	116	179	46	13.9ヶ月																																		

(1) 農薬取締法(昭和23年法律第82号。以下「法」という。)第2条第3項及び第6条の2第2項(これらの規定を法第15条の2第6項において準用する場合を含む。以下同じ。)に基づく農薬の登録に係る検査のために製造業者及び輸入業者(以下「申請者」という。)から提出される申請書、農薬の見本並びに農薬の薬効、薬害、毒性及び残留性に関する試験成績を記載した書類の各項目について、申請者が申請に当たって項目の不足が確認できるチェックリストを含めた申請の手引書の整備を進めるとともに、申請者からの事前相談への対応を充実させることにより、検査の効率化を図る。

(2) 試験項目の増加及び各検査の検査内容の高度化・複雑化に対応するため、検査マニュアルの見直しを行う。

(3) 検査を行うに当たり、「検査進行管理表」に基づき各検査の進行状況を総合的かつ定期的に点検し、検査の遅延の要因を分析して、検査の迅速化を図る。

(4) 農薬の検査を行う職員は、毒性及び残留性等に関する高度の専門知識が要求されることから、検査所内外における研修に

(1) 各試験項目の内容について、申請に当たりその過不足がないかのチェックリストの作成を進める。

(2) 申請の手引書の作成を進める。

(3) 申請者の要望に応じて、登録申請前の事前相談に応じる。

(4) 試験項目ごとに検査マニュアルを見直すとともに、追加の試験項目について検査マニュアルの作成を進める。

(5) 登録検査に係る農薬について、「検査進行管理表」を作成し、これに基づき概ね3ヶ月に1回の頻度で検査進行管理会議を開催する。

(6) 農薬の検査を行う職員は、毒性及び残留性等に関する高度の専門知識が要求されることから、検査所内外における研修に

*括弧内は申請取下げ件数で、合計数には含めていない。

また、検査業務の効率化等を達成するために、平成14年度においては次の措置を講じた。

(1) 次の(2)及び(4)の進捗を踏まえ、その内容について検討を行っている。

(2) 農林水産省から発出される予定の農薬登録申請書記載要領に合わせて、農薬登録申請書記載上の留意事項をまとめた資料を発出すべく検討をほぼ終了した。

(3) 新規に申請される農薬の有効成分について申請者の要望に応じて事前相談を15回(計15剤)実施した。

(4) (2)の作業を受けて、検査マニュアル(検査手順細則)の見直しを行っている。

(5) 「検査進行管理表」は毎月2回作成し、その結果を踏まえ、検査進行管理会議を3か月毎(5、8、11、2月)に行うことにより検査進行状況の定期的点検及び検査の遅延の要因を把握し、迅速化に努めた。

(6) 検査所外の研修(技術協力専門家養成研修、専門技術(毒性)研修等6コース)に6名の職員を参加させ、また検査所内においては、残留分析実習等7コースにのべ37名の職員を参加させ、職員の資質向上を図った。

	参加させること等を行うことにより、職員の資質向上を図る。	参加させること等を行うことにより、職員の資質向上を図る。																							
<p>2 農薬G L P (Good Laboratory Practice : 優良試験所規範) 適合確認業務</p> <p>農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬G L P制度の適用対象試験の範囲が拡大し、G L P適合確認業務の内容の高度化・複雑化及び件数の増加が見込まれる。このような中で、的確なG L P適合確認業務を行っていくため、実地訓練等による職員の資質の向上を通じて、業務の効率化を図ることにより、申請から適合確認がなされるまでの1件当たりの処理期間^(2)を5%削減する。</p> <p>(2) 農林水産省が行う事務処理期間は含まないものとする。</p>	<p>2 農薬G L P (Good Laboratory Practice : 優良試験所規範) 適合確認</p> <p>農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬G L P制度の適用対象試験の範囲が拡大し、G L P適合確認業務の内容の高度化・複雑化及び件数の増加が見込まれる。このような中で、的確なG L P適合確認業務を行っていくため、次の措置を講じることにより、平成7年度から11年度までの間にG L P適合確認申請されたものの平均処理期間を基準として申請から適合確認がなされるまでの1件当たりの処理期間^(2)を5%削減する。</p> <p>(2) 農林水産省が行う事務処理期間は含まないものとする。</p> <p>(1) G L P適合確認の申請に関する手引書を作成し、申請資料の不備を減少させることにより、審査の円滑化を図る。</p> <p>(2) 新たにG L P適用対象試験となる水産動植物に対する影響試験、動植物体内・土壌中・</p>	<p>2 農薬G L P (Good Laboratory Practice : 優良試験所規範) 適合確認</p> <p>農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬G L P制度の適用対象試験の範囲が拡大し、G L P適合確認業務の内容の高度化・複雑化及び件数の増加が見込まれる。このような中で、的確なG L P適合確認業務を行っていくため、申請から適合確認がなされるまでの1件当たりの処理期間^(2)を削減するよう、平成14年度においても引き続き次の措置を講じる。</p> <p>(2) 農林水産省が行う事務処理期間は含まないものとする。</p> <p>(1) G L P適合確認の申請に関する手引書の作成については、各省庁で作成について検討が進められていることから、この結果を踏まえ対応することとする。</p> <p>(2) 必要に応じて、G L P査察マニュアルの見直しを行う。</p>	<p>2 農薬G L P (Good Laboratory Practice : 優良試験所規範) 適合確認</p> <p>平成14年度においては、国内の14試験施設から適合確認申請書が提出された。その内訳は、毒性試験を実施する施設が8施設、物理的・化学的性状試験を実施する施設が8施設、水産動植物試験を実施する施設が3施設、生体内等運命試験を実施する施設が1施設(各々重複を含む)であった。一方、試験施設への査察は、農林水産省生産局長からの要請に基づき国内の17試験施設に対し査察を実施し、その試験の種類別の内訳は毒性試験を実施する施設9、物理的・化学的性状試験を実施する施設7、水産動植物試験を実施する施設4、生体内等運命試験を実施する施設3(各々重複を含む)であった。各々査察結果については生産局長に報告した。</p> <p>平成14年度の農薬G L P適合確認の平均処理期間は50.1日であり(平成14年度目標処理期間として設定していた61.7日)、平成14年度目標を達成した。</p> <table border="1" data-bbox="1339 805 2033 1053"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">試験施設数</th> <th colspan="4">査察分野内訳</th> </tr> <tr> <th>毒性</th> <th>物化性</th> <th>水生</th> <th>運命</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>G L P申請件数</td> <td>14</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>査察実施件数</td> <td>17</td> <td>9</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) G L P申請件数及び査察実施件数の数が異なるのは、1試験施設が複数の分野の査察を受けているからである。</p> <p>(1) G L P適合確認の申請に関する手引き書案を作成し、現在検討中である。</p> <p>(2) G L P査察マニュアルを査察時に活用した。</p>		試験施設数	査察分野内訳				毒性	物化性	水生	運命	G L P申請件数	14	8	8	3	1	査察実施件数	17	9	7	4	3
	試験施設数	査察分野内訳																							
		毒性	物化性	水生	運命																				
G L P申請件数	14	8	8	3	1																				
査察実施件数	17	9	7	4	3																				

	<p>水中における運命試験等について、G L P 査察のためのマニュアルを作成する。</p> <p>(3) G L P 審査・査察を行う職員は、各種試験の実施方法に関する高度の専門知識及び経験が要求されることから、検査所における定期的な研修や実地に査察に参加させること等を行うことにより、職員の資質向上を図る。</p>	<p>(3) G L P 審査・査察に携わる職員(以下、「査察員」という。)の資質の向上に努めるため、内部研修を行うとともに、外部機関が主催するG L Pに関する研究会等に職員を積極的に参加させる。また、新たに査察員となる職員については、経験豊富な査察員と実地に査察に参加させる等を行うことにより、査察員の資質向上を図る。</p>	<p>(3) 17回の査察のうち10回について、査察の経験が少ない者を計10名同行させ実地研修を行った。また外部機関が主催するG L Pに関する研究会に5名、検査所内におけるG L P基礎研修に5名の職員を参加させ、職員の資質向上を図った。</p>
<p>3 業務運営の効率化による経費の抑制</p> <p>業務運営の効率化による経費の抑制については、各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年度比で1%抑制する。</p>	<p>3 業務運営の効率化による経費の抑制</p> <p>業務運営の効率化による経費の抑制については、各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年度比で1%抑制する。</p>	<p>3 業務運営の効率化による経費の抑制</p> <p>業務運営の効率化による経費の抑制については、平成14年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年度比で1%抑制する。</p>	<p>業務運営の効率化による経費の対前年度比1%の抑制については、節減目標を達成した。</p>
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置</p>	
<p>1 農薬の検査</p> <p>(1) 近年の科学技術の進歩等を背景として、農薬の登録に係る検査について試験項目が増加し、各検査の検査内容が高度化・複雑化する中で、農薬の製造業者及び輸入業者(以下「申請者」という。)の利便等に供するため、行政手続法(平成5年</p>	<p>1 農薬の検査</p> <p>中期目標においては、以下の事項について取り組むこととされている。</p> <p>(1) 近年の科学技術の進歩等を背景として、農薬の登録に係る検査について試験項目が増加し、各検査の検査内容が高度化・複雑化する中で、申請者の利便等に供するため、行政手続法(平成5年法律第88号)第6条に基づき定められた標準処理</p>	<p>1 農薬の検査</p> <p>中期目標においては、以下の事項について取り組むこととされている。</p> <p>(1) 近年の科学技術の進歩等を背景として、農薬の登録に係る検査について試験項目が増加し、各検査の検査内容が高度化・複雑化する中で、申請者の利便等に供するため、行政手続法(平成5年法律第88号)第6条に基づき定められた標準処理</p>	<p>1 農薬の検査</p> <p>(1) 平成14年度に農林水産大臣から検査指示のあった基準設定必要農薬91件のうち、年度内に処理した48件については、検査指示から検査結果報告までの平成14年度検査目標期間である1年5ヶ月以内であり目標を達成した。また基準設定不要農薬の中で、通常検査農薬2,122件のうち年度内に検査した1,409件については、平成14年度検査目標期間である11ヶ月以内に処理したものは1,395件(99%)であり、ほぼ目標を達成した。なお、目標を達成できなかった14件(1%)については、国における</p>

法律第88号)第6条に基づき定められた標準処理期間(1年6か月)内に登録できるよう、次の期間⁽¹⁾内に検査を完了させる。

ア 農薬取締法(昭和23年法律第82号)第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の検査については1年5か月以内

イ ア以外の農薬の検査については11か月以内

(2)また、近年、農業が本来有する自然循環機能を維持増進するため、農薬の分野においても天敵等のいわゆる生物農薬の実用化の促進が求められている中で、このような新たなニーズに対応した農薬検査についても、登録検査体制の充実等により一層の迅速化を図る。

期間(1年6か月)内に登録できるよう、次の期間⁽¹⁾内に検査を完了させる。

ア 法第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の検査については1年5か月以内

イ ア以外の農薬の検査については11か月以内

(2)また、近年、農業が本来有する自然循環機能を維持増進するため、農薬の分野においても天敵等のいわゆる生物農薬の実用化の促進が求められている中で、このような新たなニーズに対応した農薬検査については、登録検査体制の充実等により一層の迅速化を図る。

上記に対処するため、次の措置を講じるとともに、各年度ごとの達成状況を把握し、次年度の業務に反映させる。

法第2条第3項及び第6条の2第2項に基づく農薬の登録に係る検査のために申請者から提出される申請書、農薬の見本並びに農薬の薬効、薬害、毒性及び残留性に関する試験成績を記載した書類の各項目につい

期間(1年6か月)内に登録できるよう次の検査期間⁽¹⁾内に検査を完了させる。

ア 農薬取締法(昭和23年法律第82号。以下「法」という。)第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の検査については1年5か月以内

イ ア以外の農薬の検査については11か月以内

(2)また、近年、農業が本来有する自然循環機能を維持増進するため、農薬の分野においても天敵等のいわゆる生物農薬の実用化の促進が求められている中で、このような新たなニーズに対応した農薬検査については、登録検査体制の充実を図ること等により一層の迅速化を図る。

このため、これを達成するために平成14年度においても引き続き次の措置を講じる。

各試験項目の内容について、申請に当たりその過不足がないかのチェックリストの作成を進める。

申請の手引書の作成を進める。

検討の対応を待って検査を行ったものである。

(参考)
基準設定必要農薬の検査の推移

年度	申請数 (当年度)	前年度 継続数	合計数 (当年度+継続分)	検査 終了	検査終了した ものの最長期間
14	21	71	* 91(1)	48	11.8ヶ月
13	39	59	98	27	11.4ヶ月
12	26	129	155	96	12.8ヶ月
11	37	133	170	41	16.6ヶ月
10	63	116	179	46	18ヶ月

*括弧内は、申請取下げ件数で合計数に含まれていない。

(2)微生物、天敵を有効成分とする生物農薬の検査については、農林水産大臣から検査指示があった68件のうち、平成14年度に処理した61件の1件当たりの平均処理期間は4.7ヶ月であり、平成14年度の目標期間(8.2ヶ月)を達成した。また、生物農薬については適正な検査を行うため、平成14年度においては微生物農薬検討委員会を3回開催し、その結果を検査に反映させた。

から 各措置については、「第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」の(1)から(6)を参照のこと。

	<p>て、申請者が申請に当たって項目の不足が確認できるチェックリストを含めた申請の手引書の整備を進めるとともに、申請者からの事前相談への対応を充実させることにより、検査の迅速化を図る。</p> <p>試験項目の増加及び各検査の検査内容の高度化・複雑化に対応するため、検査マニュアルの見直しを行う。</p> <p>検査を行うに当たり、「検査進行管理表」に基づき各検査の進行状況を総合的かつ定期的に点検し、検査の遅延の要因を分析して、検査の迅速化を図る。</p> <p>農薬の検査を行う職員は、毒性及び残留性等に関する高度の専門知識が要求されることから、検査所内外における研修に参加させること等を行うことにより、職員の資質向上を図る。</p> <p>生物農薬の申請については、検査体制を充実することにより、特に、当該農薬の検査の迅速化を図る。</p>	<p>申請者の要望に応じて、登録申請前の事前相談に応じる。</p> <p>試験項目ごとに検査マニュアルを見直すとともに、追加の試験項目について検査マニュアルの作成を進める。</p> <p>登録検査に係る農薬について、「検査進行管理表」を作成し、これに基づき概ね3ヶ月に1回の頻度で検査進行管理会議を開催する。</p> <p>農薬の検査を行う職員は、毒性及び残留性等に関する高度の専門知識が要求されることから、検査所内外における研修に参加させること等を行うことにより、職員の資質向上を図る。</p>	
<p>2 1の業務に附帯する業務</p> <p>(1) 農薬G L P適合確認の迅速化</p> <p>農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬G L P制度の適用対象試験の範囲が拡大し、G L P適合確認業務の内容の高度化・複雑化及び件数の増加が見込まれる。このような中、G L Pの審査・査察に係る体制整備を行うことにより業務の迅速化を図り、査察実施後6週間以内に国に報告を行う。</p>	<p>2 1の業務に附帯する業務</p> <p>(1) 農薬G L P適合確認の迅速化</p> <p>農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬のG L P制度の適用対象試験の範囲が拡大し、G L P適合確認業務の内容の高度化・複雑化及び件数の増加が見込まれる。このような中で、査察実施後6週間以内にG L P適合確認の結果を国に報告できるよう、次の措置を講じる。</p>	<p>2 1の業務に附帯する業務</p> <p>(1) 農薬G L P適合確認の迅速化</p> <p>農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬のG L P制度の適用対象試験の範囲が拡大し、G L P適合確認業務の内容の高度化・複雑化及び件数の増加が見込まれる。このような中で、査察実施後6週間以内にG L P適合確認の結果を国に報告できるよう、平成14年度には次の措置を講じる。</p>	<p>2 1の業務に附帯する業務</p> <p>(1) 農薬G L P適合確認の迅速化</p> <p>農薬G L P適合確認査察後6週間以内に査察結果を国に報告することとなっているが、査察を実施した17試験施設(最長報告期間:33日)の全てについて目標期間内に国に報告を行った。</p>

	<p>ア 新たに G L P 適用対象試験となる水産動植物に対する影響試験、動植物体内・土壌中・水中における運命試験等について、G L P 査察のためのマニュアルを作成する。</p> <p>イ G L P 審査・査察を行う職員は、各種試験の実施方法に関する高度の専門知識、経験が要求されることから、検査所における定期的な研修や実地に査察に参加させること等を行うことにより、職員の資質向上を図る。</p> <p>ウ 査察実施後、原則として3週間以内に査察結果を取りまとめ、その結果をもとに、検査所に設置する評価会議を適時開催し、迅速な評価を行う。</p>	<p>ア 必要に応じて、G L P 査察マニュアルの見直しを行う。</p> <p>イ 査察員の資質の向上に努めるため、内部研修を行うとともに、外部機関が主催する G L P に関する研究会等に職員を積極的に参加させる。また、新たに査察員となる職員については、経験豊富な査察員と実地に査察に参加させる等を行うことにより、査察員の資質向上を図る。</p> <p>ウ 査察実施後、原則として3週間以内に査察結果を取りまとめ、その結果をもとに、検査所に設置する評価会議を適時開催し、迅速な評価を行う。</p>	<p>ア及びイの各措置については、「第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」の(2)及び(3)を参照のこと。</p> <p>ウ 査察を実施した17試験施設の全てについて査察実施後3週間以内に査察結果を取りまとめ、その結果をもとに、検査所に設置する評価会議を開催した。その結果、目標は達成した。(最長取りまとめ期間：21日)</p>
<p>(2) 調査研究</p> <p>近年の科学技術の進歩に対応した農薬の検査技術の向上や検査内容の改善が求められていることから、農薬の検査技術の向上等に係る、次に掲げる調査及び研究を重点的に実施する。</p> <p>ア 農薬に係る O E C D テストガイドライン等の検証に取り組むとともに、我が国への導入の可能性について、国との連携の下、検討を行う。</p> <p>イ 農薬中の有害副成分の分析技術の研究に取り組む。</p> <p>なお、調査研究に係る目標の作成に当たっては、次のように定義した用語を使用し、段階的な達成目標を示している。また、</p>	<p>(2) 調査研究</p> <p>近年の科学技術の進歩に対応した農薬の検査技術の向上や検査内容の改善が求められていることから、農薬の検査技術の向上等に係る、次に掲げる調査及び研究を重点的に実施する。</p> <p>ア 農薬の土壌中での移行性を評価するため O E C D で検討されているテストガイドライン(案)の検証に取り組むとともに、我が国への導入の可能性について、国との連携の下、検討を行う。</p> <p>イ 農薬中の有害副成分の分析技術の研究に取り組み、農薬の見本の検査に反映させる。具体的には、有効成分に含まれるダイオキシン等について、その分析法を確立する。</p>	<p>(2) 調査研究</p> <p>近年の科学技術の進歩に対応した農薬の検査技術の向上や検査内容の改善が求められていることから、平成14年度においては次の調査及び研究を行う。</p> <p>ア 農薬の土壌中での移行性を評価するため O E C D で検討されている地下移行性に関するテストガイドライン(案)に係る情報の収集、カラムリーチング試験の実施及び検討</p> <p>イ 農薬に含まれるおそれのあるダイオキシン分析の試行及び検討</p>	<p>(2) 調査研究</p> <p>ア 農薬の土壌中での移行性評価試験の検討</p> <p>平成14年度は情報の収集、カラムリーチング試験の実施及び検討を行うこととした。概要は以下のとおりである。</p> <p>本年度は、テストガイドライン(案)及び前年度の情報を基に、8農薬、4土壌(前年度の供試土壌及びそれとは土性の異なる2土壌)を供試した。これらを用いて、湛水条件及び非湛水条件下でカラムリーチング試験を行い、物質収支、移動距離及び移動度を求めた(一部試験中)。</p> <p>その結果、A土壌では湛水状態と非湛水状態での移動距離、土壌中での分布及び物質収支に違いが認められなかったが、B土壌では、移動距離、移動度とも湛水状態の方が大きくなった。またA土壌よりB土壌での移動距離が大きかった。なお、8農薬の土壌及び水からの回収率は概ね80~110%の範囲にあった。</p> <p>イ 農薬中ダイオキシン類の分析技術の研究</p> <p>本年度は、基本技術の検討として、ダイオキシン類の検出に用いるガスクロマトグラフ質量分析計(GC-MS)について、イオントラップ型のGC-MS/MSと高分解能二重収束型GC-MSの測定条件及び感度・再現性の比較検討を行った。</p>

<p>調査研究の対象等を明示することにより、必ず達成すべき目標を具体的に示している。 「取り組む」：新たな研究課題に着手して、試験研究を推進すること。</p>			<p>分離条件の検討の結果、測定対象のダイオキシン、フラン、及びコプラナーPCBの標準物質の分離が可能な条件を得た。この条件によりダイオキシン及びフランの検出条件を検討し、標準物質検出における感度及び再現性を検討した。その結果、最も高い検出感度が要求される2,3,7,8-TCDDについて、イオントラップ型GC-MS/MSによるスクリーニング測定が十分可能であると考えられた。一方、二重収束型のGC-MSではより高感度の結果が得られた。なお、検量線の直線性及び再現性は検討中である。</p>
<p>(3) 情報収集等 農薬の品質の適正化及び安全性の確保を図るとともに、農薬の検査を適切に行うため、コーデックス食品規格委員会(Codex Alimentarius Commission)やOECD加盟国で作成されている農薬の毒性及び残留性の評価概要(モノグラフ)、国内外の主要農薬ごとの文献情報等を積極的に入手し、これらの情報の分類・整理を行う。</p>	<p>(3) 情報収集等 農薬の品質の適正化及び安全性の確保を図るとともに、農薬の検査を適切に行うため、以下のとおり、コーデックス食品規格委員会(Codex Alimentarius Commission)やOECD加盟国で作成されている農薬の毒性及び残留性の評価概要(モノグラフ)、国内外の主要農薬ごとの文献情報等を積極的に入手し、これらの情報の分類・整理を行う。 ア コーデックス食品規格委員会、OECD加盟国で作成されているモノグラフ等を入手し、検査の適正化及び迅速化に反映させる。 イ 国内外の各種会議への参加を通じて最新の情報を入手し、検査の適正化及び迅速化に反映させる。</p>	<p>(3) 情報収集等 農薬の品質の適正化及び安全性の確保を図るとともに、農薬の検査を適切に行うため、以下のとおり、コーデックス食品規格委員会(Codex Alimentarius Commission)やOECD加盟国で作成されている農薬の毒性及び残留性の評価概要(モノグラフ)、国内外の主要農薬ごとの文献情報等を積極的に入手し、これら情報の分類・整理を行う。</p>	<p>(3) 情報収集等 情報収集については、平成14年度は農薬の検査に関連する分野として(1)毒性、(2)環境(化学系、生物系)、(3)品質、(4)効果及び薬害、(5)残留農薬、(6)GLP、(7)調査研究等の分野に分類し、(1)毒性：10種類、(2)環境：18種類、(3)品質：1種類、(4)効果及び薬害27種類、(5)残留農薬：12種類、(6)GLP：15種類、(7)調査研究等：12種類の計95種類の文献又は学術誌を収集、整理した。</p>
<p>(4) 研修・指導等 都道府県等からの要請に応じ、都道府県等が主催する農薬の適正使用の確保に関する研修会、技術指導会等に、職員を講師として派遣する。</p>	<p>(4) 研修・指導等 都道府県等からの要請に応じ、都道府県等が主催する農薬の適正使用の確保に関する研修会、技術指導会等に、職員を講師として派遣する。</p>	<p>(4) 研修・指導等 都道府県等からの要請に応じ、都道府県等が主催する農薬の適正使用の確保に関する研修会、技術指導会等に、職員を講師として派遣する。</p>	<p>(4) 研修・指導等 東京都ほか10府県、(社)日本植物防疫協会ほか7団体、横浜植物防疫所、食糧管理講習所、日本農薬学会などから延べ37件の講師派遣依頼があり、その全てに対応した。 また、各種農業者団体等から農薬の登録検査に関する研修・見学依頼が16件あり、これについては農薬検査所において実施した。</p>
<p>(5) 国際調和への対応 中期目標の期間中において、</p>	<p>(5) 国際調和への対応 新たなOECDのテストガイドライン等の策定並びに外国・</p>	<p>(5) 国際調和への対応 平成14年度にはOECD農薬作業部会及びGLP作業部会</p>	<p>(5) 国際調和への対応 OECD農薬作業部会1件及びOECDGLP作業部会1件、コーデックス残留農薬部会1件、欧州における農薬使用規制制度等の</p>

<p>ア 新たなOECDのテストガイドライン等の策定</p> <p>イ 外国・地域との間におけるGLP制度の相互承認に係る協定及び2国間取決めの増加が予想されることから、これらに対して技術的に貢献するため、必要に応じ、国際会議等に職員を派遣する。</p>	<p>地域との間におけるGLP制度の相互承認に係る協定及び2国間取決めの増加が予想されることから、これらに対して技術的に貢献するため、必要に応じ、国との連携・協力の下、以下の取組を行う。</p> <p>ア OECD環境政策委員会農薬作業部会等の作業に参加し、農薬登録制度に係る国際的調和を推進する。</p> <p>イ コーデックス残留農薬部会(Codex Committee on Pesticide Residues)の作業に参加し、国際的農薬残留に係る基準の設定に貢献する。</p> <p>ウ 日・EU等のGLPに係る相互承認協定の履行に貢献する。</p>	<p>等の開催が予定されているので、国との連携・協力の下、これらの会議に職員を出席させ、農薬の検査に関する国際調和を図る。</p>	<p>調査1件、中国野菜生産流通現地調査1件に職員を派遣した。</p>
<p>(6) 海外技術支援 発展途上国等からの要請に応じ、国等との連携の下、農薬に関する専門技術的な面での支援を行う。</p>	<p>(6) 海外技術支援 発展途上国等からの要請に応じ、国等との連携の下、農薬に関する専門技術的な面での支援を行う。</p> <p>ア フィリピン農薬残留プロジェクト等、JICAのプロジェクトに職員を派遣し、途上国の農薬検査技術の向上を支援する。</p> <p>イ 海外からの研修生を積極的に受け入れ、途上国の農薬検査技術の向上を支援する。</p>	<p>(6) 海外技術支援 発展途上国等からの要請に応じ、海外からの研修生の受け入れ等農薬に関する専門技術的な面で支援を行う。</p>	<p>(6) 海外技術支援</p> <p>ア 該当プロジェクトは平成13年度に終了</p> <p>イ(財)亜熱帯総合研究所より依頼のあったJICA集団研修のミバエ類殺虫技術コースの海外研修員5名(コロンビア他4カ国)を受け入れた。</p>
<p>(7) アンケート調査の実施 検査所が行う農薬の登録及び適用病害虫等の変更の登録に係る農薬の検査等の業務について、申請者及び国内管理人に対しアンケート調査を行い、その結果を分析するとともに、当該</p>	<p>(7) アンケート調査の実施 検査所が行う農薬の登録及び適用病害虫等の変更の登録に係る農薬の検査等の業務について、申請者及び国内管理人に対し定期的なアンケート調査を行い、その結果を分析するととも</p>	<p>(7) アンケート調査の実施 中期目標期間中には、検査所が行う業務について、その業務の質を向上するために申請者に対してアンケート調査を行うこととしているが、平成14年度には、当該アンケート調査を実</p>	<p>(7) アンケート調査の実施 行政サービスの改善に係るアンケート調査の実施について申請者団体に説明を行った上で、申請者及び国内管理人に対し、随時アンケート調査を行った。その結果を4半期毎にまとめ、職員に公表し、指摘事項については可能な限り対応した。</p> <p>アンケートの総回収数は41件であり、その結果、行政サービスの全体的な満足度としては、54%が「良い」(「大変良い」含む。)</p>

業務の質の向上を図る。	に、当該業務の質の向上を図る。	施する。	であり、職員の対応に関する満足度は、85%が「良い」「大変良い」を含む。)であった。
<p>(8) 情報の保全・管理 個々の農薬の毒性試験等のデータ等は、それらを作成した申請者に帰属するものであることから、当該データ等の保管場所への第三者による不正侵入の防止等を図るなど、これらの情報を適正に保全・管理する。</p>	<p>(8) 情報の保全・管理 個々の農薬の毒性試験等のデータ等は、それらを作成した申請者に帰属するものであることから、当該データ等を適正に保全・管理するため、以下の取組を行う。</p> <p>ア 当該データ等の保管場所への第三者による不正侵入の防止措置を講じるため、データ等の一括管理体制を確立する。 イ データの毀損を防止するため、磁気媒体への転写を推進する。</p>	<p>(8) 情報の保全・管理 個々の農薬の毒性試験等のデータ等は、それらを作成した申請者に帰属するものであることから、十分な保全・管理を行い、第三者による不正侵入防止措置を講じてきたところであるが、平成14年度もこの措置を講じるとともに、試験成績の毀損及び劣化の防止等のため、前年と同程度の件数の試験成績について磁気媒体(光ディスク)に転写し、保管する。</p>	<p>(8) 情報の保全・管理 農薬検査所では、農薬の毒性試験成績については環境省との共同により、その破損及び劣化防止のため磁気媒体(光ディスク)に転写し保管している。本年度においても、年度計画に基づき840件の毒性試験成績を磁気媒体に転写し、年度目標を達成した。</p> <p>また、平成15年度夏竣工予定の農薬検査高度情報管理棟におけるデータの管理体制について検討を行った。</p>
		<p>(9) 国の施策に対する技術的協力 国が行う農薬の安全性に係る基準の設定等について、技術的な観点から協力を行う。</p>	<p>(9) 国の施策に対する技術的協力 ア きゅうり生産圃場におけるエンドリン及びディルドリンの残留実態調査 東京都は都内の一部地域で生産されたきゅうり16検体について農薬残留状況を調査の結果、3検体から食品衛生法に定められた基準値を超えるエンドリン及びディルドリンが検出されたことを発表した。 これを踏まえ、当該生産圃場の土壌について、当該物質の残留実態調査を行った。表層調査として、全16圃場から試料を採取し、鉛直調査として、東京都の調査において当該物質が基準値を超えて検出された3圃場(1圃場は3地点)から、深さ10cmごとに30cm(1圃場は40cm)までの試料を採取した。定量限界は、0.005mg/kg(乾土)とし、0.05mg/kg(乾土)以上検出した試料はGC/MSにより同定を行った。 その結果、表層調査(16試料)では、エンドリンは8試料、ディルドリンは11試料から検出され、鉛直調査(16試料)では、エンドリンは16試料(5採取点)、ディルドリンは13試料(4採取点)から検出された。 なお、結果については国に報告した。</p> <p>イ 苛酷条件下における農薬製剤中のヒドラジンの生成について(硝化試験)</p>

			<p>一部の農薬製剤中の有害不純物であるヒドラジンが保管中に増加するという情報があり、この事実を確認するため苛酷試験を実施した。</p> <p>農薬製剤中のヒドラジンの苛酷条件下における安定性を確認するため、40℃で4ヶ月保存する苛酷試験を実施した。</p> <p>その結果、試験前に製剤中にヒドラジンが一定量存在し、試験後は、その存在量が増加したことを確認した。</p> <p>なお、結果については国に報告した。</p> <p>ウ 農薬取締法改正に係る技術的支援 国からの要請に応じ、農薬取締法改正作業及びその施行に伴う国の事務について技術的な支援を行った。</p>
<p>3 農薬取締法の規定による集取及び立入検査</p> <p>農薬取締法（昭和23年法律第82号）第13条の2の規定による農薬等の集取及び立入検査を行うに当たっては、農林水産大臣の指示に基づき適切に実施する。</p> <p>また、農薬等の集取又は立入検査を実施した場合にあっては、その結果を立入検査等実施後、原則として1か月以内に農林水産大臣に報告を行う。ただし、集取農薬の検査に時間を要する場合には、集取農薬の検査結果が得られ次第、その結果を農林水産大臣に報告する。</p>	<p>3 農薬取締法の規定による集取及び立入検査</p> <p>法第13条の2の規定による農薬等の集取及び立入検査の迅速化を図るため次の措置を講じ、集取又は立入検査実施後、検査の結果について1か月以内に農林水産大臣に報告を行う。ただし、集取農薬の検査に時間を要する場合には、集取農薬の検査結果が得られ次第、その結果を農林水産大臣に報告する。</p>	<p>3 農薬取締法の規定による集取及び立入検査</p> <p>法第13条の2に規定する農薬等の集取及び立入検査の迅速化を図るため次の措置を講じ、集取又は立入検査実施後、検査の結果について1か月以内に農林水産大臣に報告を行う。ただし、集取農薬の検査に時間を要する場合には、集取農薬の検査結果が得られ次第、その結果を農林水産大臣に報告する。</p>	<p>3 農薬取締法の規定に基づく農薬の集取及び立入検査</p> <p>平成14年夏以降全国的にダイホルタンやプリクトラン等の無登録農薬が販売・使用されていた事実が判明し、大きな社会問題となったことから、国及び都道府県と連携して、緊急かつ厳密に販売業者等に対する立入検査、農薬の集取及び集取農薬の分析を行った。</p> <p>ア 販売業者等に対する立入検査等 無登録農薬及び非農耕地用専用除草剤の調査を目的に、14都道府県下の延べ104販売者及び2県下の延べ45使用者に対して、立入検査を実施した。また、立入検査の際、検査のため7点の農薬等を集取した。</p> <p>イ 製造場に対する立入検査等 農薬の適正な品質を確保することを目的として、14県下の延べ39製造場等に対し立入検査を実施するとともに、検査のため41点の農薬を集取した。農林水産大臣指令のあった無登録農薬等の製造場、新規化合物農薬を製造している製造場及び近年検査を実施していない製造場を対象に、農薬の製造及び品質管理状況、法定事項の遵守事項等の検査を実施するとともに、農林水産省生産局生産資材課農薬対策室の依頼により事故災害防止に対する調査を行った。</p> <p>以上農林水産大臣からの17件の立入検査実施指令に対し、立入検査実施後、大臣への結果報告に要した期間は最大で29日であり、中期目標に掲げられている目標（1ヶ月以内）を達成した。</p> <p>ウ 集取農薬等の検査結果 立入検査において集取した48点について、有効成分の種類及び</p>

	<p>(1) 立入検査 立入検査マニュアルを作成し、立入検査業務の適正化・迅速化を図る。</p> <p>(2) 農薬の集取 集取マニュアルを作成し、集取した農薬の検査の迅速化を図る。</p>	<p>(1) 立入検査 立入検査マニュアルの作成を進め、立入検査業務の適正化・迅速化を図る。</p> <p>(2) 農薬の集取 集取マニュアルの作成を進め、集取した農薬の検査の迅速化を図る。</p>	<p>含有量、容器又は包装及びその表示事項等について検査を行った。</p> <p>エ 無登録農薬の分析等 農林水産省は農薬取締法に基づき監督処分等に資するため、農薬検査所に対し無登録農薬の分析を要請した。 ダイホルタン、プリクトラン等と称し、販売されていた無登録農薬12種類、41検体について、有効成分及びその含有量について検査した。 その結果、ダイホルタン、プリクトラン（有効成分名シヘキサチン）等の含有が確認された。なお本結果については国に報告した。 更に、当該監督処分等の実施に際し、国に人的貢献をした。</p> <p>(1) 立入検査、(2) 農薬の集取 立入検査及び集取農薬の検査を円滑に行うためマニュアルを策定した。</p>
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>適切な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。</p>			
	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画 適切な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図り、財務内容の改善に努めた。（詳細は、財務諸表参照のこと。）</p>
	<p>第4 短期借入金の限度額 1億円 （想定される理由） 運営費交付金の受入れが遅延。</p>	<p>第4 短期借入金の限度額 1億円 （想定される理由） 運営費交付金の受入れが遅延。</p>	<p>第4 短期借入金の限度額 該当なし</p>
	<p>第5 剰余金の使途 業務運営の効率化及び業務の質の向上を図るため農薬検査用機器の更新。</p>	<p>第5 剰余金の使途 業務運営の効率化及び業務の質の向上を図るため農薬検査用機器の更新。</p>	<p>第5 剰余金の使途 該当なし</p>

	第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	第6 その他業務運営に関する事項	
	<p>1 施設及び設備に関する計画</p> <p>業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。</p>	<p>1 施設及び設備に関する計画</p> <p>業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。</p>	<p>1 施設及び設備に関する事項</p> <p>(1) ライシメータ新設工事 中期計画において定めている調査研究課題である「農薬の土壌中での移行性評価試験の検討」を行うのに必要なライシメータを新設した。</p> <p>(2) 農薬検査高度情報管理施設の新設 農薬検査高度情報管理施設を建設を行っている。</p>
	<p>2 職員の人事に関する計画</p>	<p>2 職員の人事に関する計画</p>	
	<p>(1) 方針</p> <p>既存業務の効率化を推進することによる人員の適正な配置を進めるとともに、農薬の試験項目の増大、G L P 適合確認、調査研究の拡充及び情報公開法の施行に的確に対応するため、必要な人員を確保する。</p>	<p>(1) 方針</p> <p>既存業務の効率化を推進することによる人員の適正な配置を進めるとともに、農薬の試験項目の増大、G L P 適合確認、調査研究の拡充及び情報公開法の施行に的確に対応するため、必要な人員を確保する。</p>	<p>(1) 人事に関する事項</p> <p>情報公開に的確に対応するための窓口の設置を行った。</p>
	<p>(2) 人員に関する指標</p> <p>期末の常勤職員数を期初の98%とする。</p> <p>(参考)</p> <p>期初の常勤職員数 66人 期末の常勤職員数の見込み 65人 人件費総額見込み 2,457百万円</p>	<p>(2) 人員に関する指標</p> <p>年度末の常勤職員数を年度当初の100%とする。</p> <p>(参考)</p> <p>年度当初の常勤職員数 66人 年度末の常勤職員数の見込み 65人 人件費総額見込み 568百万円</p>	<p>(2) 人員に関する指標</p> <p>平成14年度末人員は目標どおりであった。</p>
	<p>(3) その他、人材の確保、人材の養成などについての計画</p> <p>人事院主催の国家公務員採用試験合格者名簿から、職員を任用するとともに、国等が行う研修への職員の参加、国の機関等との人事交流により、職員の資質向上を図る。</p>	<p>(3) その他、人材の確保、人材の養成などについての計画</p> <p>人事院主催の国家公務員採用試験合格者名簿から、職員を任用するとともに、国等が行う研修への職員の参加、国の機関等との人事交流により、職員の資質向上を図る。</p>	<p>(3) その他、人材の確保、人材の養成などについての計画</p> <p>人事院主催の国家公務員採用試験合格者名簿から、新たに1名採用した。</p> <p>また、独立行政法人の職員としての資質向上のために国等が行う12コースの研修(平成14年度採用者研修、行政研修等)に職員を延べ12人参加させた。</p>